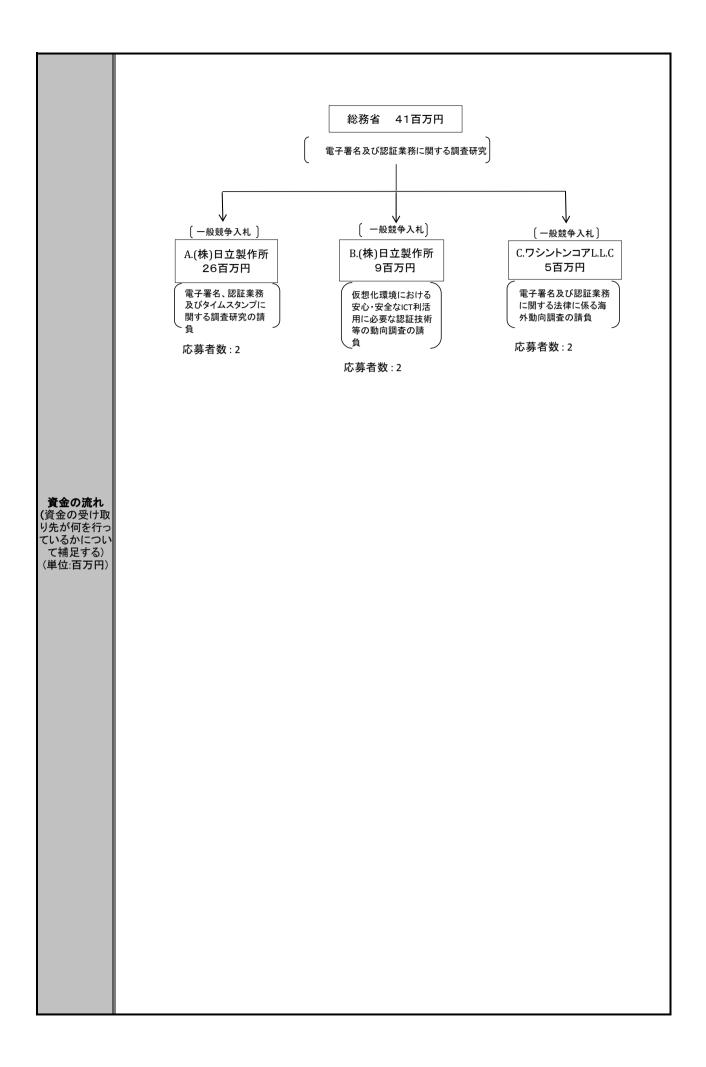
事業番号 0110

						尹未钳万	0110
			行政事業	ミレビュー :	シート	(総	務省)
予算事業名		電子署名及び認証業務に関する調査研究		事業開始 年度	平成12年度		作成責任者
担当部局庁		情報流通行政局		担当課室	情報セキュリティ対策室		室長 中野 正康
会計区分		一般会計		上位政策	情報通信技術利用環		境整備費
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		電子署名及び認証業務に関する法律 第33 条、34条		関係する計 画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施等のため、電子署名の安全性に関する動向 調査や普及促進に向けた取り組み等を実施する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		電子署名に係る認証業務の認定制度を円滑に運用するには、電子署名及び認証業務に係る関連技術やビジネスモデル等の動向調査が必要であり、①電子署名の安全性及び認証業務の信頼性に関する動向調査等②認証業務の認定に関する国際相互承認に資する調査研究③電子署名の長期利用に係る調査研究④普及啓発活動を実施した。これらを踏まえた認定基準の適切な見直し等を実施する予定。					
実施状況		①電子署名、認証業務及びタイムスタンプに関する調査研究の請負②仮想化環境における安心・安全なICT利活用に必要な認証技術等の動向調査の請負③電子署名及び認証業務に関する法律に係る海外動向調査の請負の3案件に分けて執行した。					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算の状況 (単位:百万円)		予算額(補正後)	59	57	53	45	45
		執行額	58	53	41		
		執行率	98%	93%	77%		
	1	総事業費(執行ベース)	58	53	41		
自己点	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	請負先との緊密な連絡・連携体制を構築し、中間報告等によって業務の進捗状況を随時把握するとともに、室内に配置した監督職員及び検査職員により、仕様書に基づいた納入成果物となっているかを確認している。					
検	見直しの余地	一般競争入札における適合基準を見直し、今後はより多くの入札者を募る。					
化チームの所見予算監視・効率	現行また 	ま見直し案どおり					
補記							



A.日立製作所 E. 金 額 金 額 費目 費目 使 途 使 途 (百万円) (百万円) 人件費 研究者及び研究補助員 10 外部委託費 財団法人 日本データ通信協会 電子署名・タイムスタンブの調査研究 日立インターメディックス株式会社 セミナーの開催経費・会場/備品借料・設 10 セミナー開催経費(旅費・資料印刷費) 2 その他 0 計 26 計 B.日立製作所 F. 金 額 金 額 使 途 費目 費目 使 途 (百万円) (百万円) (株)日立コンサルティング サービス利活用状況、技術調査 外部委託 5 仮想化サービスの諸外国動向調 人件費 2 人件費 諸外国の標準化動向調査 計 9 計 0 C.ワシントンコアL.L.C G. 金 額 金 額 費目 費目 使 途 使 途 (百万円) (百万円) 人件費 研究者及び研究補助員 計 0 5 計 D. Н. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 0 計 0 計

費目・使途 (「資金の流れ」 において最大いで最大いで最大いで最大出たいで最大出たいではなる者載でいて記とで表すする。 の双かるように がいまり (大きな) (大き

電子署名及び認証業務に関する調査研究

平成 13 年 4 月より施行された「電子署名及び認証業務に関する法律」では、認証業務に対する任意的 認定制度を導入し、認証業務に関する信頼性の目安を提供することにより、国民が安心して電子署名を利 用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を一層促進することを目的としている。

本施策は、同法の規定(①電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査研究と②特定認証業務を行う者及びその利用者に対する援助とについて主務大臣の努力義務を定める同法第 33 条、③電子署名及び認証業務に関する教育活動、広報活動等について国の努力義務を定める同法第 34 条)等に基づき、平成 12 年度~平成 20 年度に実施された「認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究」に継続して調査研究等を実施するものである。

1 施策の概要

以下の課題について調査研究等を実施する。

(1) 電子署名の安全性及び認証業務の信頼性に関する動向調査等

電子署名及び認証業務は技術等の進展が著しい分野であり、本認定制度を適切に運用するには、 電子署名及び認証業務に係る関連技術やビジネスモデル等の動向を踏まえた認定基準の適時適切 な見直しが不可欠であるため、関連する技術動向等についての調査研究を行う。平成 21 年度におい ては、暗号危殆化に伴う政府機関における暗号移行指針の決定を踏まえ、新たな暗号アルゴリズムに 対応した情報システムの相互運用性の検証等に関する調査研究を行う。

(2) 認証業務の認定に関する国際相互承認に資する調査研究

国際的電子商取引を促進するためには、電子署名及び認証業務に関する国際相互承認等の環境整備が必要であることから、諸外国における関連法制度・暗号危殆化対応等の調査を行う。

(3) 普及啓発活動

電子署名及び認証業務に関する普及啓発・広報活動を通じ、国民の理解の醸成を図る。

(4) 電子署名の長期利用に係る調査研究

有効期間を満了した電子証明書に係る電子署名について、署名付与時の有効性を確認できるようにする必要性が認識されているため、電子署名の長期利用に関する調査研究を行う。平成 21 年度においては、実際の暗号移行段階において電子署名付き文書の長期検証可能性を十分に担保する手段について、調査・研究を行う。

2 イメージ図

